

## 松江市地域こどもの生活支援強化事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市地域こどもの生活支援強化事業補助金（以下「補助金」という。）について、松江市補助金等交付規則（平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事業の内容、補助対象経費、補助金の交付の率又は金額、補助事業者の範囲及び終期は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市地域こどもの生活支援強化事業補助金
補助金交付の目的	多様かつ複合的な困難を抱えるこどもに対し、地域にある様々な場所を活用して、食事等の提供場所を設けるとともに、支援が必要なこどもを早期に発見し、行政等の適切な支援機関につなげる仕組みをつくることによつて、こどもに対する地域の支援体制を強化する。
補助金の交付対象である事業の内容	夏休み期間中に、暑さ等対策の整った安全な場所において食事を提供し、次に掲げる事業の内容をすべて満たす事業 (1) 児童クラブに入会していない小学生を対象とすること (2) 平均週3日以上を開所すること (3) 20人以上が受け入れ可能な場所を確保すること (4) 1日あたり6～8時間程度開所して実施すること (5) 支援する食数は、最大1日1人あたり2食までとすること
補助対象経費	補助対象事業を実施するために係る経費であつて、別表1に掲げる経費ただし、他の補助金の補助対象経費として計上する場合は、その額を除く。
補助金の交付の率又は金額	補助対象経費の支出額から補助事業に係る収入額を控除した額に10分の10を乗じた額とする。ただし、4,200,000円を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。
補助事業者の範囲	松江市内に事務所を置き、松江市内においてこどもの居場所の設置、運営等を行う団体で、市税に滞納がない次に掲げる要件をすべて満たす団体 (1) 居場所の設置、運営の実績が概ね1年以上あること (2) 代表者が明らかであること (3) 法令などを遵守していること (4) 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと (5) 公序良俗に反する活動を行う団体でないこと
対象期間	令和8年7月18日～令和8年8月31日
終期	令和9年3月31日

(交付の申請) 第3条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を事業着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（任意様式。団体名、住所、代表者名、目的、対象、実施期間、実施場所、事業内容、周知方法、活動計画、事業の工夫、配慮事項、事業の効果、継続性、実施体制、活動実

績を記載すること。)

- (2) 収支予算書（任意様式。対象経費の項目ごとに積算根拠を明確にすること。）
- (3) 団体の概要や事業内容がわかる書類
- (4) 市税等の完納証明書（法人以外の団体にあつては、その代表者のものとする。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第4条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後20日以内、補助事業実績報告書（規則様式第5号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支計算書（任意様式。対象経費の項目ごとに決算状況を明確にすること。）
- (2) 補助事業に係る領収書等その他の支出を証する書類（購入に係るものはレシート等品目、数量、単価のわかるもの）
- (3) 実施状況書（任意様式。団体名、住所、代表者名、事業全体の検証、事業の成果、事業内容、周知方法、活動計画、事業の効果、継続性、実施体制、今後の活動予定、苦情対応を記載すること。）
- (4) その他市長が必要と認める資料

（概算払）

第5条 規則第14条第1項ただし書の規定により、市長は、当該補助事業の完了前に補助事業者から請求があつた場合には、概算払により補助金等の一部を交付することができるものとする。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、施行の日以降の申請について適用する。

（失効日）

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

## 別表 1

対象経費
○人件費（報酬・給料・手当・報償費・共済費。ただし、スタッフ・アルバイト等臨時的職員へ支給されるものに限る）
○改修費
○備品購入費（300,000 円未満で、かつ、交付する補助金の 1/2 以下）
○旅費
○需用費（食料費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費）
○役務費（通信運搬費、保険料）
○委託料
○使用料及び賃借料
○負担金
○補助及び交付金
○その他事業実施に必要と認められる経費